

介護職員処遇改善支援補助金の支払等日程について

1 対象 介護職員処遇改善支援補助金計画書（以下「計画書」という。）を提出した法人

2 支払等日程 別紙のとおり

3 問い合わせ先

○計画書等に関すること

山梨県健康長寿推進課 介護サービス振興担当

電話番号：055-223-1455

○支払に関すること

山梨県国保連合会 介護・保険者支援課

電話番号：055-223-2119

4 留意事項

(1) 交付決定通知（2月～9月分）は、本県から法人あてに送付予定となりますが、交付決定通知に記載される補助金額は、計画書に記載された令和4年2月から9月までの「介護職員処遇改善支援補助金の見込額」となります。実際に支払われる補助金額は、各月の実績（一月当たりの介護報酬総単位数×1単位の単価×サービス別加算率）により決まります。交付決定通知（2月～9月分）に記載される金額が支払われるわけではありませんので、ご注意ください。

(2) 令和4年2月から5月分の補助金額が確定する7月以降に本県で令和4年2月から9月分の補助金額を推計し、計画書に記載された2月から9月分の補助金の見込額を超えるかを確認します。

超える場合は、本県から対象となる法人あてに連絡し、計画書の変更を依頼する予定です。対象とならない法人には連絡はいたしません。

(4) 各月の支払額決定通知については、支払月の20日以降に伝送等により確認できます。

紙請求の事業所については、郵送による通知となります。

（債権譲渡の場合）

各月の支払額決定通知については、支払月の下旬以降に山梨県から法人へ郵送により通知します。

- (5) 計画書の補助金様式2-2に記載の介護保険事業所番号及びサービス名に該当する事業所が交付対象となります。記入漏れや不備があった場合は交付されませんのでご承知おきください。
- (6) 債権譲渡している場合は、内容確認のため本県より連絡させていただく場合があります。
- (7) この補助金は、交付総額と賃金改善所要額を比較し、賃金改善所要額が上回っていること及び賃金改善の合計額の3分の2以上が基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられていることが要件となります。要件を満たさないこととなった場合、交付された補助金は返還となります。
- (8) この補助金は令和4年9月までの交付となりますが、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持してください。
- (9) 現行の介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書については、これまでと同様の提出先、提出方法となります。